



担 当	需給調整事業部		
	需給調整事業第一課長	山本	庄吾
	需給調整事業第二課長	牧	秀利
	需給調整事業第二課長補佐	山本	茂
	電話	052-219-5587	
	FAX	052-219-5589	

平成24年度労働者派遣事業所等の動向と指導監督状況

- ～一般労働者派遣事業所は4年連続して減少～
- ～指導監督を行った派遣先事業所の約47%に不適正事案～
- ～労働者派遣事業行政処分15社～

愛知労働局（局長 新宅友穂）は、平成24年度における労働者派遣事業及び職業紹介事業に係る指導監督状況を取りまとめた。

1 労働者派遣事業所及び職業紹介事業所の動向

(1) 労働者派遣事業所

平成24年度の新規許可・届出数は、480事業所（一般労働者派遣事業47事業所（前年度比11.9%増）、特定労働者派遣事業433事業所（前年度比0.5%減））で、平成25年3月末現在の事業所数は、前年同月比1.4%増の6,765事業所（一般労働者派遣事業1,439事業所（前年度比4.9%減）、特定労働者派遣事業5,326事業所（前年度比3.2%増））となった。また、一般労働者派遣事業所は4年連続して減少した。《表-1》

(2) 職業紹介事業所

新規許可・届出数は、102事業所（有料職業紹介事業95事業所（前年度比46.2%増）、無料職業紹介事業7事業所（前年度比58.8%減））で、平成25年3月末現在の事業所数は前年度比3.0%増の1,414事業所となった。

労働者派遣事業所の許可・届出事業所数の推移 《表-1》

	平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	事業所数	(製造)	新規許可・届出												
一般	2,026	857	202	1,851	785	83	1,652	709	18	1,513	669	42	1,439	645	47
特定	4,724	1,498	791	4,805	1,507	435	4,958	1,559	402	5,160	1,637	435	5,326	1,699	433
計	6,750	2,355	993	6,656	2,292	518	6,610	2,268	420	6,673	2,306	477	6,765	2,344	480

(注) 製造業務の労働者派遣を行う事業所の件数は、内数である。

2 労働者派遣事業所に対する指導監督の状況

(1) 個別指導監督

平成24年度に愛知労働局が実施した労働者派遣事業関係（請負を含む）の個別事業所に対する指導監督件数は、前年度と比べ17.8%減の735件であった。《表-2》

内訳は派遣元343件、派遣先140件、不更新・廃止事業所173件、請負受託者48件、発注者31件で、指導監督の結果、法違反を確認した280事業所に対して是正指導を実施した。

是正指導を行った事業所の割合（是正指導率）は38.1%であった。

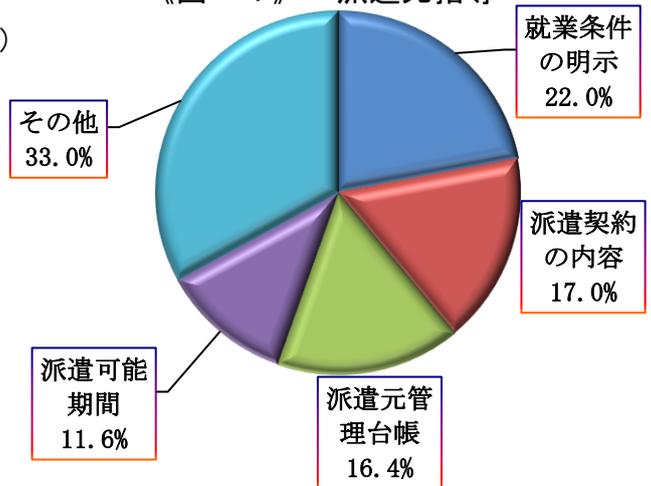
実施件数及び是正指導状況 《表-2》

	労働者派遣事業				請負事業			合計
	派遣元	派遣先	不更新・廃止	小計	受託者	発注者	小計	
① 実施事業所数	343	140	173	656	48	31	79	735
② うち是正指導事業所数	170	66	0	236	23	21	44	280
③ 是正指導率	49.6%	47.1%	—	36.0%	47.9%	67.7%	55.7%	38.1%

ア 派遣元の主な是正指導事項《図-1》

- ① 就業条件等の明示に関する違反（22.0%）
 - ・ 明示内容の不足及び明示なし
- ② 派遣契約に関する違反（17.0%）
 - ・ 契約内容等項目の不備
- ③ 派遣元管理台帳に関する違反（16.4%）
 - ・ 項目の記載内容不足
- ④ 派遣可能期間に関する違反（11.6%）
 - ・ 派遣可能期間を超えての派遣

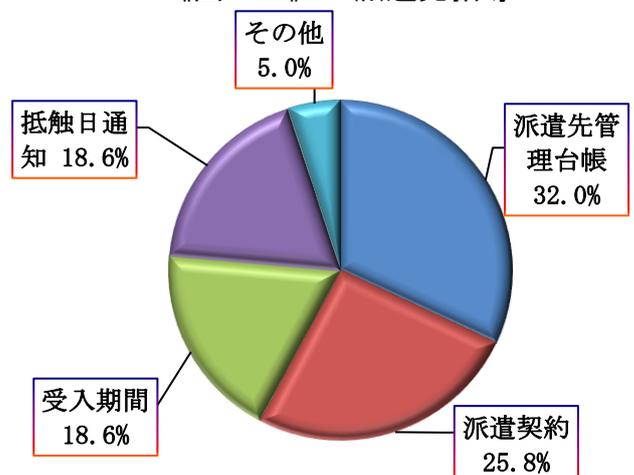
《図-1》 派遣元指導



イ 派遣先の主な是正指導事項《図-2》

- ① 派遣先管理台帳に関する違反（32.0%）
 - ・ 項目の記載内容不足
- ② 派遣契約に関する違反（25.8%）
 - ・ 契約内容等項目の不備
- ③ 派遣受入期間に関する違反（18.6%）
 - ・ 派遣可能期間を超えて労働者派遣受入れ
- ④ 抵触日の通知違反（18.6%）
 - ・ 自由化業務での派遣元へ抵触日非通知

《図-2》 派遣先指導



ウ 請負事業関係では、指導・監督を実施した請負受託者48件のうち23事業所、また、発

注者においても、31件中21事業所に「偽装請負」（請負契約による労働者派遣）が見られ是正指導を行った。

(2) 集団指導

平成24年度中に行った労働者派遣事業関係の研修等、集団指導の実施件数は56回で、受講者数は6,287名であった。《表-3》

また、昨年10月1日に施行された改正労働者派遣法の説明会（8月：3回開催）については、2,569社3,830名の参加があった。

集団指導の実施状況 《表-3》

内 容	実施回数	受講者数
ア 需給調整事業部各種講習会	27回	513名
・一般・特定労働者派遣事業新規許可届出講習会	(12回)	(272名)
・一般労働者派遣事業主許可更新講習会	(12回)	(207名)
・派遣労働者等セミナー	(3回)	(34名)
イ 改正労働者派遣法説明会	3回	3,830名
ウ その他研修会(事業主団体等への講師派遣)	26回	1,944名
計	56回	6,287名

※（ ）内は内数

(3) 行政処分

出向と称する違法な2重派遣の事業運営に関し、労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令2社、労働者派遣事業改善命令13社の行政処分を行った。(平成25年3月14日付)

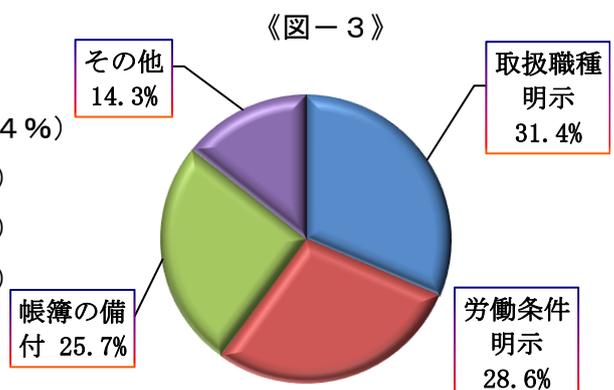
3 職業紹介事業所に対する指導監督の状況

(1) 個別指導監督

職業紹介事業の個別事業所に対する指導監督件数は、前年度と比べ23.3%減の145件であり、法違反を確認した19事業所に対して是正指導を実施した。

主な是正指導事項 《図-3》

- ① 取扱職種範囲の明示に関する不備 (31.4%)
- ② 労働条件の明示に関する不備 (28.6%)
- ③ 帳簿の備え付けに関する不備 (25.7%)
- ④ その他 (14.3%)



(2) 集団指導

職業紹介事業関係集団指導は、有料・無料職業紹介事業者及び関係団体について、延べ267社、311名の参加があった。